

事 務 連 絡 平成29年4月28日

別記関係団体御中

厚生労働省保険局医療課

検査料の点数の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方厚生(支)局医療課長、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)長あて通知しましたのでお知らせいたします。

## 「別記]

公益社団法人 日本医師会 日本歯科医師会 公益社団法人 公益社団法人 日本薬剤師会 一般社団法人 日本病院会 公益社団法人 全日本病院協会 公益社団法人 日本精神科病院協会 一般社団法人 日本医療法人協会 公益社団法人 全国自治体病院協議会 一般社団法人 日本私立医科大学協会 一般社団法人 日本私立歯科大学協会 日本病院薬剤師会 一般社団法人 日本看護協会 公益社団法人 一般社団法人 全国訪問看護事業協会 日本訪問看護財団 公益財団法人 一般社団法人 日本慢性期医療協会 国民健康保険中央会 公益社団法人 公益財団法人 日本医療保険事務協会 国立病院機構本部企画経営部 独立行政法人 国立がん研究センター 独立行政法人 国立循環器病研究センター 独立行政法人 独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 独立行政法人 国立国際医療研究センター 独立行政法人 国立成育医療研究センター 独立行政法人 国立長寿医療研究センター 独立行政法人 地域医療機能推進機構 独立行政法人 労働者健康福祉機構 健康保険組合連合会 全国健康保険協会 社会保険診療報酬支払基金 各都道府県後期高齢者医療広域連合(47カ所)

財務省主計局給与共済課 文部科学省高等教育局医学教育課 文部科学省初等中等教育局財務課 文部科学省高等教育局私学部私学行政課 総務省自治財政局公務員部福利課 総務省自治財政局地域企業経営企画室 警察庁長官官房給与厚生課 防衛省房地方課 医政局医療経営支援課 保険局保険課 労働基準局補償課 労働基準局労災管理課

保 医 発 0 4 2 8 第 4 号 平 成 2 9 年 4 月 2 8 日

地 方 厚 生 ( 支 ) 局 医 療 課 長都 道 府 県 民 生 主 管 部 (局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 長都道府県後期高齢者医療主管部 (局) 後期高齢者 医療主管課(部) 長

厚生労働省保険局医療課長 ( 公 印 省 略 ) 厚生労働省保険局歯科医療管理官

省

略

印

(公

検査料の点数の取扱いについて

標記について、診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)を下記のとおり改正し、平成29年5月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D007血液化学検査(50)イ中「CLIA法」を「CLIA法又はCLEIA法」に改める。

(参考:新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)

行 改正後 玥 別添1 別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第2章 特揭診療料 第2章 特掲診療料 第3部 検査 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 第1款 検体検査実施料 D007血液化学検査 D007血液化学検査 (1)~(49) 略 (1)~(49) 略 (50) 25-ヒドロキシビタミンD (50) 25-ヒドロキシビタミンD ア 25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「D007」血液化学 ア 25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「D007」血液化学 検査の「57」1,25-ジヒドロキシビタミンD<sub>3</sub>の所定点数に準じ 検査の「57」1,25-ジヒドロキシビタミンD<sub>3</sub>の所定点数に準じ て算定する。 て算定する。 イ 本検査は、CLIA法又はCLEIA法により、ビタミンD イ 本検査は、CLIA法により、ビタミンD欠乏性くる病若し 欠乏性くる病若しくはビタミンD欠乏性骨軟化症の診断時又は くはビタミンD欠乏性骨軟化症の診断時又はそれらの疾患に対 それらの疾患に対する治療中に測定した場合にのみ算定できる。 する治療中に測定した場合にのみ算定できる。ただし、診断時 ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は3月に1 においては1回を限度とし、その後は3月に1回を限度として 回を限度として算定する。 算定する。 (51) · (52) 略 (51) · (52) 略